部長及び参事官　　免許発第222号
殿　　令和７年９月26日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

道路交通法施行規則の改正等に伴う運用上の留意事項について
（通達乙）

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第81号）及び道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを定める件（令和７年国家公安委員会告示第35号）が令和７年９月11日に公布され、同年10月１日から施行されることとなったが、今回施行される改正等の詳細な内容及び運用上の留意事項については別紙のとおりであるので、関係規定が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

（凡例）

法　　：　道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。

府令　　：　道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。

改正府令：　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第81号）をいう。

新府令　：　改正府令による改正後の道路交通法施行規則をいう。

新告示　：　道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを定める件（令和７年国家公安委員会告示第35号）をいう。

住基法　：　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）をいう。

入管法　：　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）をいう。

１　新規の運転免許申請時の住所確認の厳格化関係

(1)　内容

ア　運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者が住基法の適用を受ける者である場合に法第89条第１項に規定する免許申請書に添付又は提示する書類について

(ｱ)　免許を受けようとする者（以下「免許申請者」という。）が住基法の適用を受ける外国人である場合には、住基法第30条の45の規定により同条に規定する外国人住民に係る住民票に記載することとされている事項（以下「特定事項」という。）が記載された住民票の写しの添付を求めることとした（新府令第17条第２項第１号）。

(ｲ)　免許申請者が住基法第17条第３号に規定する国外転出者（以下「国外転出者」という。）である場合には、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項に規定する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）及び住所を確かめるに足りる書類の添付を求めることとした（新府令第17条第２項第１号括弧書き）。

イ　免許申請者が住基法の適用を受けない者である場合には、外務省の発行する身分証明書又は新告示で定める書類（以下「外務省等発行身分証明書類」という。）の提示及び公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの（以下「公的機関等発行住所確認書類」という。）の添付を求めるとともに、本人確認のための二点確認書類として提示を求める書類を旅券に限ることとした（新府令第17条第２項第３号及び

第９号ロ、新告示）。

(2)　留意事項

ア　免許申請窓口において、申請時に添付されている住民票の写しの真偽性等を確認するとともに、添付された特定事項が記載された住民票の写しについて、記載された在留期間が申請時点で徒過していないかなど、適切なものであるか確認し、在留期間が徒過している場合には、申請者が住基法の適用を受ける者であることの確認ができないことから、有効な特定事項が記載された住民票の写しとは認められないことに留意すること。また、特定事項については、請求者の選択により記載しないことが可能であるため、特に免許申請者が外国人である場合には、住民票の写しに特定事項が記載されているか十分な確認を行うよう、職員に対する教養を適切に実施すること。

イ　国外転出者に対して添付を求める住所を確かめるに足りる書類とは、日本に滞在する間に生活の本拠としている場所を確かめるに足りる書類を指し、例えば、国外転出者の日本滞在中の生活の本拠たる滞在場所の証明及び証明者の住民票の写し等が考えられる。

ウ　外務省の発行する身分証明書（新府令第17条第２項第３号イ(1)）としては、住所の記載がある外交官身分証明票、領事官身分証明票、身分証明票、国際機関職員身分証明票（以下「外交官身分証明票等」という。）が存在するところ、この場合は、外務省発行身分証明書類として提示した当該書類の写しを申請書に添付することで公的機関等発行住所確認書類の添付として差し支えない。ただし、事務所住所が記載されている外交官身分証明票等は住所確認書類とならず、この場合は、駐日外国公館及び駐日国際機関を含む、公の機関が発行した免許申請者の住所を確かめるに足りる書類の添付が必要となることに留意すること。

エ　新告示で定める書類は、

(ｱ)　入管法別表第１の１の表の外交又は公用の在留資格が表示されている上陸許可の証印（入管法第９条第１項に規定する上陸許可の証印をいう。以下同じ。）をされた書類

(ｲ)　在留資格認定証明書（入管法第７条の２第１項に規定する在留資格認定証明書をいう。以下同じ。）

(ｳ)　日本国領事官等（入管法第２条第４号に規定する日本国領事官等をいう。）の査証を受け、及び上陸許可の証印（在留資格認定証明書の交付を受けることができる在留資格が表示されているものに限る。）をされた書類

(ｴ)　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第７号）第９条第３項(a)に掲げる身分証明書

である。

ａ　(ｱ)～(ｴ)の書類は、例示ではなく限定列挙であることに留意すること。

ｂ　(ｱ)については、公用の在留資格の者及び短期間のみ我が国に滞在する外交官を主な対象として、当該在留資格が表示されている証印（通常外交旅券又は公用旅券に貼付）を確認するものである。

なお、我が国は相当数の国に対して、外交査証及び公用査証の相互免除を実施しており、外交又は公用の証印をされた旅券については、必ずしも、外交又は公用の査証を受けていない場合があるが、これらの査証がなくとも(ｱ)に該当する場合には、要件を満たすものであることに留意すること。

ｃ　(ｲ)については、入管法の規定により入管法別表第一及び第二に列挙される在留資格のうち、「短期滞在」及び「永住者」の者には発行されない。したがって、在留資格が短期滞在の者について、新府令及び新告示においては、改正前の府令とは異なり、新規の免許申請時に提示又は添付することができる書類がなく免許申請に当たっての形式的な要件を欠くこととなることに留意すること。

なお、在留資格が永住者である者については、住基法の適用を受ける者であるため、特定事項の記載された住民票の写しの添付を求めることとなる。また、(ｲ)については、電子交付が認められていることから、電磁的媒体の提示となる場合もあることに留意すること。

ｄ　上陸許可の証印に表示されている在留資格が「短期滞在」の場合は、(ｳ)についてもｃと同様、免許申請に当たっての形式的な要件を欠くこととなることに留意すること。

オ　本改正等により免許申請者が住基法の適用を受けない者である場合に、免許申請書に添付又は提示させ、確認すべき書類について、大幅な変更があることから、各書類に記載の免許申請者の人定事項、住所、在留資格及び在留期間等の確認方法や各書類の真贋の判定方法について、事務取扱担当者（以下「担当者」という。）に対し適切な指導教養を実施すること。特に、公的機関等発行住所確認書類に係る発行主体が公的機関に準ずるものであるか判断しかねる場合は、当該免許申請者の在留資格等も含め、その内容を速やかに免許センター試験係に連絡すること。

カ　身分確認書類として、１(2)エ(ｱ)又は(ｳ)に基づき旅券に貼付された上陸許可の証印を提示した者については、本人確認のための二点確認書類としての旅券の提示も、当該証印が貼付された免許申請者の旅券の提示により、兼ねることができることに留意すること。

キ　本改正等の対象となる新規の免許申請については、仮免許に係る申請を含むことに留意すること。

２　併記免許の申請時の住所確認の厳格化関係

(1)　内容

免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている場合、新たに受けようとする免許（以下「併記免許」という。）の申請時に添付又は提示する書類について、当該免許申請者が住基法の適用を受ける外国人である場合であって、免許情報記録個人番号カード（その者に係る免許情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示しないときは、特定事項が記載された住民票の写しの添付を求めることとし、当該免許申請者が住基法の適用を受けない者であるときは、外務省等発行身分証明書類の提示及び公的機関等発行住所確認書類の添付を求めることとした。

なお、当該免許申請者が日本人の場合は、従前のとおり、現に受けている免許に係る運転免許証（以下「免許証」という。）を提示すれば、住民票の写し等の添付は不要である（新府令第17条第３項及び第４項）。

(2)　留意事項

ア　本手続に係る改正の趣旨は、新府令において、新規の免許申請時には、提示又は添付を求める書類により免許申請者の住所等を確認できるが、既に免許を取得した者、特に外国人については、新規の免許申請以外の手続時には在留資格の喪失等により既に住基法の適用を受けない者となり、生活の本拠たる住所を有していない可能性があることに鑑み、再度確認を行うものである。

イ　住民票の写しについての留意事項は、１(2)アを準用すること。

ウ　免許情報記録個人番号カードには、在留資格及び在留期間の記載はないものの、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第10項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第14条第１項第12号の規定により住基法の適用を受けない者は、個人番号カードを保有できず、また、同令第15条第３項の規定により個人番号カードの返納義務が課されることとなっていることを踏まえると、個人番号カードを有する者は、住基法の適用を受け、住所を有してい

るといえることから、例外的に、免許情報記録個人番号カードを提示した者に限り、住所確認書類の添付を省略することができることに留意すること。

エ　法第92条第２項の規定を踏まえ、新府令第17条第３項における異なる種類の免許を現に受けている場合に、仮運転免許を受けている場合は含まず、併記免許申請の場合のみを指すと解することから、仮運転免許証のみを受けている場合に第一種免許又は第二種免許を申請するときは、新規の免許申請として扱うこととなることに留意すること。

３　免許証の記載事項（免許情報記録個人番号カードの記録を含む。）の変更時の住所確認の厳格化関係

(1)　内容

ア　免許証のみを有する外国人が、法第94条で義務付けられている住所変更の届出を行うとき、入管法第19条の３に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第７条第１項に規定する特別永住者証明書（以下「特別永住者証明書」という。）又は特定事項が記載された住民票の写し（住基法の適用を受けない外国人については、免許申請時と同様の書類となる外務省等発行身分証明書類及び公的機関等発行住所確認書類。以下「在留カード等」という。）の提示を求めることとした（新府令第20条第２項第１号及び第３項並びに第21条の12第１号）。

イ　免許証のみを有する国外転出者が、本籍又は氏名を変更した場合は、戸籍謄本等の添付を求めることとした（新府令第20条第２項第２号）。

ウ　免許情報記録個人番号カードを有する国外転出者が氏名を変更した場合は、変更後の氏名が記載された免許情報記録個人番号カードのほか、住所地を管轄する公安委員会が必要と認める場合には戸籍謄本等の提示を求めることとし、住所を変更した場合は、免許証又は免許情報記録個人番号カードの有無にかかわらず、住所を確かめるに足りる書類の提示を求めることとした（新府令第20条第２項第１号及び第３項並びに第21条の12第１号）。

エ　免許情報記録個人番号カードのみを有する国外転出者が本籍を変更した場合は、戸籍謄本等の添付を求めることとした（新府令第21条の12第２号）。

(2)　留意事項

ア　本手続に係る改正の趣旨は、２(2)アのとおりであるが、外国人の住所の有無の判断に当たっては、在留資格及び在留期間が重要な考慮要素とな

ることに鑑み、これらを提示書類において適切に確認することに留意すること。

イ　住民票の写しについての留意事項は、１(2)アを準用すること。

ウ　外国人であっても、免許情報記録個人番号カードを提示した者に対しては、原則として追加書類を求めないことに留意すること。

エ　在留カード及び特別永住者証明書については、人定事項、住所、在留資格及び在留期間等の確認方法や真贋の判定方法について、担当者に対し適切な指導教養を実施するとともに、在留カードの偽変造や不携帯、在留期間の超過といった入管法違反の疑いを把握した場合には、所要の対応を行うこと。

なお、常時携帯義務がある在留カードと異なり、特別永住者証明書については、法令上常時携帯義務が課されていないことから、これを提示しない場合は、特定事項の記載された住民票の写しの提示でも足りることを教示するなど、取扱いには配意すること。

4　免許証等の更新時の住所確認の厳格化関係

(1)　内容

法第101条の規定に基づき免許証又は免許情報記録の更新（以下「免許証等の更新」という。）を行おうとする外国人又は法第101条の２の規定に基づき、やむを得ない理由のため更新期間より前に免許証等の更新を行おうとする者のうち、外国人については、法第101条第１項に規定する更新申請書を提出する際に、現に受けている免許に係る免許証の提示に加えて在留カード等の提示を求めることとした。ただし、当該外国人であっても、免許情報記録個人番号カードを有する者は、例外的に、当該カードを提示し、必要な措置を受けることで足りることとした（新府令第29条第２項）。

(2)　留意事項

ア　本手続に係る改正の趣旨は、２(2)アの趣旨を徹底するとともに、免許証等の更新に係る申請が、法が定める住所地を管轄する都道府県公安委員会に対する申請であることを再度確認することにある。

イ　住民票の写しについての留意事項は、１(2)アを準用すること。

ウ　施行直後は、免許証等の有効期間の末日が切迫している外国人が必要書類を提示できず更新申請書を提出する形式的要件を満たさないことから免許証の更新を受けられないといった事態も想定されることから、更新時に必要となる書類等について、更新連絡書への記載による注意喚起のほか、県警察ホームページや免許センターの掲示等を活用した積極的な広報啓発を行うこと。また、在留カードが更新中のため用意できない者が生じうる

ことに留意し、その場合は、特定事項の記載された住民票の写しの提示でも足りることを教示するなど、取扱いには配意すること。

エ　在留カード及び特別永住者証明書についての留意事項は、３(2)エを準用すること。

5　運転経歴証明書等に係る住所確認の厳格化関係

(1)　法第105条の２第１項に規定する運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カード（その者に係る運転経歴情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）を有しない外国人が運転経歴証明書の交付の申請のみを行う場合には、当該申請が免許の取消しの申請と日を同じくするものであっても、在留カード等の提示を求めることとした（新府令第30条の８第３項柱書及び第１号）

(2)　運転経歴証明書を有する外国人が住所を変更した場合は、在留カード等の提示を求めることとした（新府令第30条の10第３項第１号）。

(3)　運転経歴証明書のみを有する国外転出者が氏名を変更した場合は、戸籍謄本等の提示を求めることとした（新府令第30条の10第３項第２号ロ）。

(4)　運転経歴情報記録個人番号カードを有する国外転出者が氏名を変更した場合は、変更後の氏名が記載された運転経歴情報記録個人番号カードのほか、公安委員会が必要と認める場合には戸籍謄本等の提示を求めることとし、国外転出者が住所を変更した場合は、運転経歴情報記録個人番号カードを有していたとしても、住所を確かめるに足りる書類の提示を求めることとした（新府令第30条の10第３項第１号及び第４項並びに第30条の15第２項）。

6　その他所要の改正

免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない外国人が免許情報記録の更新を受けようとする場合には、在留カード、特別永住者証明書又は特定事項が記載された住民票の写しを提示しなければならないこととした（新府令第31条の４の６第３項）。

7　施行期日関係

令和７年10月１日から施行されることから、手続時に必要となる書類等についての広報啓発を積極的に実施するなど、円滑な施行に向けた準備を行うこと。